

第208回宮城県個人情報保護審査会会議録(公開で審議を行った部分)

1 日 時 平成28年3月15日(火) 午前9時30分から正午まで

2 場 所 行政庁舎11階 第二会議室

3 出席委員 飯島委員, 佐々木委員, 中原委員, 細川委員, 松尾委員

議事 ① 宮城県個人情報保護審査会運営規程の改正(案)に係る審議

事務局

ただいまから第208回宮城県個人情報保護審査会を開会いたします。本日の定足数につきましては、委員5人全員出席していただいておりますので、半数以上の出席を必要とする個人情報保護条例の規定によりまして、会議が有効に成立していることを御報告いたします。

なお、本日の議題のうち、1番目の宮城県個人情報保護審査会運営規程の改正につきましては、公開での審議となりまして、議題の2番目及び3番目の不服申立て事案に係る審議につきましては、従来どおり非公開での審議となります。それでは、松尾会長進行の方をよろしくお願いいたします。

松尾会長

はい。それでは、お手元の次第に沿って進めていきたいと思っております。今お話がありましたけれども、議事が三つございまして、一つ目が公開のものでございます。今日のもので、委員の皆様には非常にご不便おかけいたしますけれども、公開で進めていきたいと思っております。

まず一つ目ですね。「宮城県個人情報保護審査会運営規程の改正(案)について」ということでございます。お手元に資料(個人情報保護事務の手引)がございますけれども、赤いファイルですと266ページになります。宮城県個人情報保護審査会運営規程というものがございます。これは、審査会の運営方法について定めをしたものでございまして、これにつきまして、「審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める」という条例58条の規定に基づきまして、委員の皆様にお諮りするということでございます。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議事1の「宮城県個人情報保護審査会運営規程の改正(案)について」ご説明させていただきます。

行政不服審査法の改正に伴いまして個人情報保護条例の一部改正案について、平成27年10月の宮城県情報公開審査会においてご説明いたしておりまして、同年12月に条例の改正が宮城県議会で可決成立したところでございます。

今回ご提案しております「宮城県個人情報保護審査会運営規程の改正(案)」につきましては、行政不服審査法の改正及び個人情報保護条例の改正に伴う改正内容となっております。施行日につきましては、法律及び条例ともに、平成28年4月1日を予定しておりますので、こちらの審査会運営規程につきましても、同日施行を予定しております。

それでは、規程の改正案について御説明させていただきます。

先ほど会長からご説明いただきましたけれども、この規程の趣旨につきましては、第1条にありますとおり、個人情報保護条例第58条の委任の規定に基づきまして、審査会の運営に関し必要な事項を定めるものでございます。こちらの規定に基づきまして、今回の改正内容について、審査会にお諮りするものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたします。

規程第3条は「審査の原則」についての規定になっております。

まず、こちらの規定につきましては、文言を「不服申立て」から「審査請求」に改めております。「審査請求に係る審査の原則」と見出しを改めております。

また、第3条の規定については、構成を全体的に改めております。

これは、個人情報保護条例第37条に審査会への諮問事項が規定されておりますが、こ

れまでは、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等の各決定に対する不服申立てが審査会への諮問対象とされておりましたが、条例改正により、不作為についても審査会へ諮問する取扱いへ変更されたことに伴うものでございます。

この改正に伴いまして、構成を見直してございまして、決定に係る部分と不作為に係る部分の2項立てに改めております。

第3条第1項につきましては、現行の規定をそのまま残す形で、各決定に伴う審査請求の審査方法を規定しており、第2項は、不作為の場合について追加して規定しております。読み上げさせていただきます。「第2項 改正請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為に係る審査請求事案の審査の方法は、その都度会長が審査会に諮って定めるものとする」としております。第1項については、文言修正となっております、内容についての改正は行っておりません。

次に第6条の資料の規定については、第1項は、文言整理となります。

それから第2項につきましては、第1項の規定が、諮問実施機関から資料、この資料については、いわゆるヴォーンインデックスと呼ばれる資料になりますけれども、この資料が提出されたときに、その写しを審査請求人及び参加人に送付して、それに対して意見を求めるというのですが、この第1項により「意見書」が審査請求人又は参加人から提出された場合に、提出した者以外に者へ送付する内容へ改正しようとするものです。

こちらにつきましては、諮問実施機関、審査請求人、参加人それぞれが十分な主張・立証をすることができるようにという趣旨で規定するものでございまして、個人情報保護条例の改正も同じように、個人情報保護審査会へ提出された資料については、提出者以外の審査請求人等へ送付する規定へ改正しておりますので、その趣旨を反映させております。

それから、第2項の最後に「ただし書」として、「ただし、審査会が必要がないと認めるときはこの限りでない」としております。

続きまして、第7条の調査等の規定、第9条の補佐人の規定、第10条の意見等の陳述者の数に関する規定については、文言整理となっております。

続いて第11条を御覧いただきたいと思っております。第11条の提出資料の閲覧等の規定につきましては、第1項は、条例改正で項ずれがありましたので、第54条第1項を第54条第2項へ改正するものです。

それから、現行の第11条第2項につきましては、この規定内容が条例第54条第3項に規定されたことから、運営規程から削除するものでございます。

改正案の第2項につきましては、現行の第2項が削除されたことに伴う項ずれの改正内容になってございまして、「第1項」は「前項」に改めております。

改正案の第3項につきましては、現行第4項にある「前3項の規定により」という内容が必要ないと考えたため削除するものです。

最後に、附則についてですけれども、施行期日については、平成28年4月1日としております。

附則2については、施行日前の各決定等、具体的には、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等、それから施行日前の請求に係る不作為については、なお従前の例によるとしており、条例と取扱いを合わせるものでございます。

以上が宮城県個人情報保護審査会運営規程の改正内容となっております。

御審議よろしくお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

行服法の改正もあり、不服申立てという文言が審査請求になったということなので、審査請求と文言を修正したというものが一つ。あとは、6条の2項ですかね、意見書が審査請求人等から提出された場合に、提出した以外の審査請求人等に対しても写しを送付するという内容の規定で、これは条例第54条の1項ですかね、こちらに合わせる形ということと、あとは第11条ですかね、従前の11条2項が条例の54条3項に規定されたということから、これ自体は削除した上で、あとは54条のそれぞれの該当条文に合致するような改正をするということのようでございます。

委員の皆様から御質問はございますでしょうか。

松尾会長

飯島委員 6条2項のところなんですけれども、いくつかございまして、まず参加人に関する規定についてまだ条例のほうで確認できていないんですけれども、審査請求人と同方向の利害関係を有する者であればよろしいと思うんですが、その反対方向の利害関係を有する参加人というものもあるのかどうかということ、そういった区別なしにこういった資料を送るということではよろしいのかというのが1点と、54条1項に相当する規定だということになりますと、意見聴取ということも同時に定める必要があるのか、そもそも54条に規定があるのであれば、6条2項の規定は要らないのかどうかということと、あと3点目は文言の問題なんですけど、「審査請求人又は参加人以外の審査請求人又は参加人」でよろしいのかどうか。6条2項に関しては、以上の3点をお伺いしたいと存じます。

松尾会長 はい。6条2項に関しての御質問です。まず1点目、参加人と審査請求人の立場、同一方向での参加なのであれば、利害が別方向の関係にある場合もあり得るんでしょうけれども、それについては何の区別もなく送付するという形にしてよろしいんでしょうかというような御質問が一つ目ですかね。これについてはいかがでしょうか。

事務局 参加人として想定していますのは、開示に反対の意思を表示している第三者を想定しています。

飯島委員 条例の条文を教えてくださいませんか。

事務局 条例38条になります。第38条第1項に、諮問した場合に、諮問した旨の通知をすることになっておりまして、(1)として「審査請求人及び参加人」とされており、こちらでいう参加人とは、「行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう」と規定されております。

松尾会長 そうすると、参加人の定義はどうなりますか。

事務局 行政不服審査法第13条を読み上げさせていただきます。第13条第1項「利害関係人（審査請求人以外の者であつて審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）は審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる」、第2項「審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができる」、第3項「審査請求への参加は、代理人によってすることができる」、第4項「前項の代理人は、各自、第1項又は第2項の規定により当該審査請求に参加する者（以下「参加人」という。）のために、当該審査請求への参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる」と規定されております。

松尾会長 はい、ありがとうございます。利害関係という限りでのお話だとすれば、それは両方あり得るんでしょうね。そうすると、それを前提として送付をするということになるとすると、おそらくですけども、それぞれの当事者というか、十全な主張をそれぞれさせた上で判断しましょうというのが、そもそもの条例改正の趣旨なんでしょうし、それを踏まえた運営規程の改正という理解でよろしいのかな。

中原委員 意見書の送付について、行政不服審査法上はどうなっていますか。

事務局 行政不服審査法上は、それぞれ送付する形になっておりまして。

中原委員 それに合わせるような形で条例を改正しているということでしょうか。

事務局 はい。行政不服審査法第30条の規定になります。行政不服審査法が改正された関係で、審理員が審理を行うこととされており、その審理員の事務として規定されております。「審理員は、審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人から意見書の提出があったときはこれを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ送付しなければならない」とされておりまして、3者おりまして、処分庁、審査請求人、参加人がありまして、提出した者以外の2者へ送付する規定とされております。

松尾会長 はい、わかりました。

飯島委員 対審構造みたいな、行審法はそれに近づくとするんですけれども、こちらでもパラレルに考えてよろしいんでしょうか。

事務局 国の情報公開・個人情報保護審査会設置法においても、この規定がおかれたことによ

て、審査会に提出された資料につきましては、提出した者以外の審査請求人等へ送る規定に改められております。

松尾会長
飯島委員

飯島委員の御質問の一つ目はそういう回答になりますかね。

はい、わかりました。

二つ目は、54条3項に相当するような意見聴取の規定をこちらにも設ける必要があるのかということと、それから、そもそも54条1項に相当するものだとすると、6条の規定が必要なのかどうか。

事務局

詳しく説明させていただきますと、条例37条2項で提出される資料といいますのは、審査会へ諮問するときに実施機関から提出される資料になりますけれども、この37条第2項で提出される資料といいますのは、54条第1項で送付する対象にはなっておりません。

松尾会長
事務局

もう1回お願いします。

条例第37条第2項で諮問の際に提出される資料といいますのは、例えば、対象行政文書の写し、開示請求書、決定通知書、異議申立書等の各資料が提出されますが、そういった資料が提出された場合に、それらの資料については、個人情報保護条例の54条の規定では送る対象にはなっておりません。

飯島委員

そうしますと、この規程の中でいわゆるヴォーンインデックス等の資料を拡張的に送付するという、それはもともとそうになっているということによろしいでしょうか。

事務局

37条で何種類かの資料が提出されるわけですけれども、その37条で提出された資料については自動的に送付する仕組みにはなっていないで、6条で規定しているのは、37条第2項で提出された資料のうち、ヴォーンインデックス、開示決定等を判断した理由を分類し、又は整理した資料、いわゆるヴォーンインデックスといわれる資料だけを取り上げて、それが提出されたときには審査請求人等に送付しますという規定になっております。

飯島委員
事務局

その限定はどこにあるんですか。ヴォーンインデックスだけというのは。

6条に規定があります。「第6条 審査会は条例第37条第2項又は51条第4項の規定により諮問実施機関から行政文書に記録されている個人情報の内容及び当該開示決定等をした理由を分類し、又は整理した資料」この資料がいわゆるヴォーンインデックスと呼ばれる資料を想定していますけれども、これが出てきたとき、この文書が出されたら、審査請求人と参加人に送りますという規定が第6条で言っていて、ここは条例上書いていない部分になっております。その6条の規定というのが、資料が出されたときに送るということだけではなくて、送られてきたときにさらに意見があれば出して下さいという意見書を求めるという規定になっております。第51条第4項の規定なのですけれども、審査会が実施機関に求めて作成させるということまでは書いているのですけれども、さらにそれに対して異議を求めるところまでは規定がないので、この運営規程の第6条の規定を用いて、ヴォーンインデックスなる資料が出てきたときには、送ると共に意見書を求めるという取扱いにしておりました。

飯島委員

わかりました。そうしますと、規定の中である意味では手続的な保障を進めているということだと思うのですけれども、切り分けというのはなぜこのようになっているのですか。

事務局

そこは、現行でもそうになっているというのが、正直なところなのですが・・・。

こちらの審査というのが非開示情報を開示するか非開示妥当かという判断なので、文書そのものは当然お示しできないので、それを相手方に説明するための手法のひとつとして、こういった資料を作成するということが、過去からされてきておりますので。それを基に両者が主張しあうということで、この文書をとりあげていると。

飯島委員
事務局

では、ヴォーンインデックスはこれまでも送っていたということですか。

これまでは、あまり出てきたことが無いものですから・・・。出てきたらもちろん送ります。

飯島委員
事務局

出てきていないのですね・・・。

一般に、ヴォーンインデックスといいますか。理由説明書ですね。諮問の際の非開示に

した理由書はお送りしています。この規定を用いて、理由書をお送りしているというのが実態です。正確にいうとこういった資料の定義がありますけれども、実務上は非開示とした理由書は出されたものをお送りして、それに対して意見をいただいていると。

松尾会長
飯島委員 2つめの質問はこの程度にして、3つ目の御質問は・・・。

事務局
飯島委員 今のすいません、2つ目で申し訳ないのですけれども・・・。特にそのヴォーンインデックスを送るとなりますと、それは意見聴取の手続はいらぬのですか。

事務局
意見聴取というのは、実際にこちらに来ていただいている意見聴取ですか。

事務局
いえ、そうではなく。送ってよいかどうかということについての意見というのは、実務上は、意見書をお送りする際の文面で提出された方以外の審査請求人なり、参加人等に対しても送りますよということも添えてですね、通知を差し上げる予定にはしてありますが、いただいた御指摘はご尤もと捉えておまして、逆にこの運営規程の中に、そのように相手方にお示ししてはまずいような情報があるときは、そういうものをお示ししないような規定を盛り込んだ方がよろしいのか、そこは検討の余地があるかと考えております。

中原委員 ヴォーンインデックスで、条例上、審査会の指定する方法で分類し、又は整理した資料とされていますが、ここで審査会の指定する方法というのは・・・。その都度指定するということですか。あらかじめ定められているということではなく。

事務局
はい。

中原委員 そうするとその事柄に応じて、またその審査請求人に送付するというを前提に方法を指定するということになりませんか。

松尾会長
飯島委員 はい。2つ目の御質問に関連して。

松尾会長 すいません。3点目に申しましたのは、“又は”、“又は”という文言でよろしいかどうかということでした。

松尾会長 その写しを、実施機関及び意見書を提出した審査請求人又は参加人以外の審査請求人又は参加人。

中原委員 “以外の”という言葉が、審査請求人又は参加人全体に係っていると読めるかどうかということですか。

松尾会長
飯島委員 実施機関と、意見書を提出した審査請求人又は参加人以外の審査請求人又は参加人。審査請求人又は参加人という言葉が、ひとまとまりになっているので。修飾が全部そこにかかっている。という風に、この文章で読めるかどうかということ。

事務局 この点につきましては・・・今すぐに改正案が思い浮かばないものですから、もう一度ちょっと事務局の方で精査させていただきたいと思います。

松尾会長 はい。関連して御質問、あるいは関連していないところでも、御質問等ございますでしょうか。

中原委員 あの、飯島委員の最初の御質問は、参加人の意見書のなかには、審査請求人に送付されると困るものがあり得るのではないかと、そういう趣旨の御質問だったのですか。

飯島委員 そうですね。そういうこともありますし、情報の対審構造をきっちりとするということになっているのかどうか。そこも含めて。やはり従前に意見を戦わせるということによって・・・。よろしいのですか。

松尾会長 どうなのでしょう。

中原委員 審査会における審査が、対審構造になっているかどうか。

飯島委員 現在はなっていないですね。

中原委員 なっていないというのは・・・。

飯島委員 実施機関からの諮問の時点ということで、審査請求人は、向き合う構造になっていないですね。審査請求人と実施機関が。

中原委員 審査会のなかで向き合って・・・。

飯島委員 意見を戦わせるということになっていないと。行審法の方はそこをそういう構造に変えていくという理解でよろしいのでしょうか。

中原委員 そうですね。

飯島委員 同じようにこちら、変えるという理解でよろしいのかと。

中原委員 基本的には、意見書などを通じて、主張、反論を戦わせるという形になっているのではないのでしょうか。ただ先ほどの参加人の意見書のなかでは反対の利害関係を有する参加人について、審査請求人に開示されると困るようなものがある場合は、条例第54条第1項のただし書で対応するという事なのですかね。

飯島委員 条例第54条第1項はヴォーンインデックスをカバーしていないという話でしたよね。だからこちらではいけないと。

中原委員 参加人の意見。参加人が出した意見書のなかで、参加人にとって開示されたくないものを含めている。

飯島委員 一般的にはそうかと思うのですが。この運営規程第6条は、条例第54条第1項に加えて、ヴォーンインデックスも送りますということで、そのヴォーンインデックスについての意見については、これは第三者の云々ということについては関わりなくすべて送るということになっている。意見も聴かないということになっていると。

中原委員 ヴォーンインデックスについて、開示されたくないという場合ですか。なるほど。そこは難しいですね。

松尾会長 御質問等については、この程度でよろしいですかね。その上で御意見ということでもよろしいですか。

事務局 事務局の方で文言ですかね。運営規程第6条第2項の“又は”，“又は”の文言と、あとは今の提出した人への意見を聴取するか否か。ここについては検討の余地があるということのようでしたが、それについては、どうされますか。それを検討した結果を改めて審査会に出していただくという形にしますか。でも、あれか、4月1日施行ですか。

松尾会長 事務局の方からご提案がございましたが、まず文言のところについては、趣旨は御説明していただいた形の趣旨になるかと思っておりますので、その限りでよろしいのかなと思っておりますが、もうひとつの方は内容に関係します。私の方で事務局の方からご相談いただいて、同じように委員の皆様からも御意見いただくということですが、その意見を踏まえまして、4月1日施行に向けて、その限りでの委員の皆様からのご了解がいただけるのであれば進めたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

松尾会長 **【委員了承】**
よろしいですか。ありがとうございます。ではそのような形で進めさせていただきたいと思っております。